



# PRESS RELEASE

情報提供年月日

令和3年9月10日

三次記者クラブ会員 様

送信者

庄原市 総務部 行政管理課

広報統計係 三戸 (みと)

大田 (おおた)

TEL0824-73-1159・FAX0824-72-3322

## イベントおよび公共施設の取扱いについて

本日の庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を受けて、イベントおよび公共施設の取扱いについて、別紙のとおり対応します。

なお、本件についての記者会見は行いません。

お問い合わせ

庄原市新型コロナウイルス感染症対策本部統括部統括班

電話 0824-73-1138

担当者：原田

## 本市における今後の対応について

令和3年9月9日、広島県の緊急事態宣言の期限が9月30日まで延長されたことに伴い、市内における感染拡大防止のため、8月26日に決定した以下の取扱いを9月30日まで延長する。

### 1. イベント等の取扱いについて

市が主催（市が実行委員会等の構成員であるものを含む。）するイベント等については、次のものを除き、中止又は実施期間後に延期することとする。

- (1) オンライン開催とするもの
- (2) 法令等により、この期間に実施することがやむを得ないもの

市が共催及び他の団体等が主催するイベント等についても、市のイベント等の取扱いを踏まえた対応をお願いする。

### 2. 公共施設の取扱いについて

公共施設については、一般利用及び一般の使用（貸館）を中止とする。

ただし、現在、利用等の予約受付・使用許可しているものについては自粛をお願いし、やむを得ないものについては、感染防止対策を徹底した上で利用してもらう。

- (1) 一般利用を中止する施設。ただし、事務室は除く。

合計 60 施設

- (2) 一般の使用（貸館）を中止する施設（交流拠点施設の「会議室」等を含む）

合計 89 施設